

# 一色小学校PTA規約

## 第1章 名称および目的

第1条 本会は、一色小学校PTAと称し、任意加入団体とする。事務所を一色小学校におく。

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の健全で幸福な成長を図ることを目的とし、次の活動をする。

1. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を指導する。
2. 児童の生活・環境の改善に努める。
3. 会員の教養を高め、親睦を深める。
4. その他、目的達成に必要な事項。

## 第2章 方針

第3条 本会は教育のための自主的な民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
2. 児童の健全な育成のために活動する団体並びに福祉のために活動する他団体及び機関と協力する。
3. 本会、又は本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事には干渉しない。

## 第3章 会員

第4条 本会の会員は、学校に在籍する児童の保護者および教職員とし、すべて平等の権利と義務を有する。また会員は本会の趣旨に賛同する者とする。

第5条 本会の会員は、会費を納めるものとする。但し特別な理由がある場合は減免することが出来る。

## 第4章 会計

第6条 本会の経費は、会費およびその他の収入金をもってこれにあてる。

第7条 本会の会費は、会員一家庭および教職員会員一人あたり年額2100円とする。

第8条 本会の決算は、会計監査を経て総会にて報告、承認されなければならない。

第9条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第5章 役員(代表グループ)・会計監査及びその任務

第10条 本会は代表グループのメンバーにより運営される。

第11条 代表グループは次のメンバーにより構成される。

1. 会長 1名(保護者1名)
2. 学校担当 4名程度(保護者3名程度・教職員1名)
3. 会計 2名以上(保護者2名以上)
4. 書記 2名程度(保護者2名程度)
5. 次年度募集担当 3名程度(保護者3名程度)

第12条 任務

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。総会及び代表グループ連絡会の招集を行う。
2. 学校担当は、会長を補佐し、会長不在のときは代理を務め、会長が欠けた時は、その職務の一部を行う。
3. 会計は、本会の収支を記録し、総会時に収支報告を行う。ただし、決算報告は会計監査を経なければならない。
4. 書記は、会議などの議事を記録し、学期に1回程度、本会の活動報告などを行う。またその他本会の庶務を行う。
5. 次年度募集担当は、次年度の代表グループ、および係メンバーの募集、選出業務を行う。

第13条 本会には会計監査を置かなければならない。

1. 会計監査は2名とし、保護者1名、教職員1名とする。
2. 会計監査の任務は、決算報告書の監査である。

第14条 代表グループメンバー及び会計監査は次の方法で選任する。

1. 代表グループメンバーは、別に定める代表グループメンバー選出規定に基づき、選出する。
2. 会計監査は代表グループメンバーが委嘱する。
3. 代表グループメンバー及び会計監査は、総会で承認を得て決定する。

第15条 代表グループメンバーと会計監査の任期は1年とする。再任は妨げないが2年を限度とする。ただし、必要とみなされた場合、代表グループメンバーの無記名投票において3分の2以上の賛成をもって限度を解除する。

第16条 代表グループメンバー及び会計監査は次に該当する場合、辞任することが出来る。

1. 転校、転勤またはその他の理由により、この会の会員でなくなったとき。
2. 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認めるとき。
3. 職務上の義務違反その他メンバーとして相応しくない行為が認められるとき。

第17条 代表グループメンバー及び会計監査は次の行為をしてはいけない。

1. 他メンバー、他会員、学校等に対し、いかなる理由があっても誹謗中傷や著しく不快な言動は行ってはいけない。
2. SNSなどにPTA活動に関する写真や文章を掲載してはいけない。
3. 1, 2の行為に対する注意喚起を受けたにもかかわらずその行為を中止しない場合は、学校長の判断により、その行為を行った者を解任することができる。

第18条 代表グループと会計監査の欠員

1. 規約第5章第11条に定める定数に不足が出る時は、代表グループの3分の2の賛成をもって、後任者を選任することができる。
2. 辞任または任期が満了した場合において、後任者が選任されるまではその権利義務を有する。

## 第6章 会議

第19条 会議は、総会、代表グループ連絡会、係連絡会とする。

## 第7章 総会

第20条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関とする。

第21条 総会は会員の5分の1以上の出席をもって成立する。(委任状を含む)

第22条 定期総会は年1回または2回開催し、次の内容について審議・承認を行う。

1. 代表グループメンバー・会計監査・係メンバーの承認
2. 活動実績や会計監査を受けた年度決算
3. 事業計画案を基にした年度予算
4. 規約の変更
5. その他重要な議案

第23条 臨時総会は代表グループが必要と認めた時、または会員10分の1以上の要求があった時に開催する。

第24条 議決は出席者の過半数とする。

## 第8章 代表グループ連絡会

第25条 構成

代表グループ連絡会は、会長、学校担当、会計、書記、各係の連絡係、校長、教頭をもって構成される。

第26条 任務

- 各係の活動について報告、審議調整する。
- 本会の事業の活動に関して必要な事柄を協議し、取りまとめる。
- 総会に提出する資料を作成する。

- その他必要事項を審議決定する。

第27条 代表グループ連絡会は、学期に1回程度開催する。また、会長が必要と認めた時や代表グループや係からの要望があった場合にも開催できる。

## 第9章 係連絡会

第28条 係連絡会は、各係のメンバーが目的達成のために必要に応じて開催する。

第29条 係連絡会で決定した事項は、その係の連絡係を通じて代表グループに伝達しなくてはならない。

## 第10章 係

第30条 本会に必要な活動を分担するために、以下の係を置く。(活動内容などは細則参照)

1. 学年係
2. 子ども安全対策係
3. 卒業記念係
4. 広報係
5. イベント係10
6. オリジナルグッズ係

第31条 各係のメンバーは次年度募集担当による係メンバー募集アンケートをもとに選出される。

第32条 人数不足などの理由で活動に困難が生じる場合は、代表グループで検討し、また学校長とも相談の上、係の活動を休止、または廃止することができる。

第33条 その他の新しい係は、必要に応じ、総会の決議を経て置くことができる。

## 第11章 サークル活動

第34条 本会は、第1章の目的に沿った活動を行うサークルを設置することができる。

(設置条件) 会員6名以上で構成し、設置に当たっては所定の用紙を持って代表グループに申請し総会の決議を得ることとする。

(連絡担当) メンバーの互選により、サークルの連絡係2名を選出する。

(活動) 活動は年間を通じて継続的に行い、PTA行事などに積極的に参加協力する。また、活動計画及び前年度活動報告を総会に提出し決議を得る。

(支援金) 活動に係る費用について、代表グループの審議で必要と認めた場合には、総会の決議を経た上で、支援金を支出することができる。

(会計報告) 支援金を得た場合には、総会に会計報告を提出し決議を得ることとする。

## 第12章 慶弔規定

第35条 会員及び会員の在校中児童の死去に関しては、別に定める慶弔規定に基づき、弔意を表す。

## 第13章 改正

第36条 この規約は総会において、出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。改正案は少なくとも1週間前に全会員に知らせなければならない。

## 第14章 附則

第37条 本会に細則または内規を定める事は、本規約の精神に反しない限り代表グループで行うことができる。

第38条 本規約は1987年(昭和62年)11月30日に制定し実施します。

1989年(平成 元年) 5月22日 一部改正

1995年(平成 7年) 5月19日 一部改正

1997年(平成 9年) 5月16日 一部改正  
1999年(平成11年) 2月 8日 一部改正  
2001年(平成13年) 2月14日 一部改正  
2002年(平成14年) 3月 8日 一部改正  
2007年(平成19年) 5月18日 一部改正  
2013年(平成25年) 5月10日 一部改正  
2014年(平成26年) 5月12日 一部改正  
2015年(平成27年) 5月11日 一部改正  
2016年(平成28年) 5月 9日 一部改正  
2017年(平成29年) 5月16日 一部改正  
2021年(令和 3年) 5月 7日 一部改正  
2021年(令和 3年)11月22日 一部改正  
2022年(令和 4年) 5月31日 改訂  
2023年(令和 5年) 5月17日 一部改正  
2023年(令和 5年)11月20日 一部改正

# 一色小学校PTA 代表グループメンバー選出規定

2022年5月31日 制定

- 第1条 この規定は、一色小学校PTA規約(以下「規約」という)第11条に基づき、一色小学校PTA代表グループメンバーの選出に関し必要な事項を定めるものである。
- 第2条 この規定の対象となるのは、規約第11条に定めるメンバーのうち、会長、学校担当、書記、会計、次年度募集担当とする。
- 第3条 メンバー選出に必要な手続きは、次年度募集担当が行う。
- 第4条 メンバー選出は、代表グループメンバー募集アンケートによる、会員の自己申告に基づき実施する。
- 第5条 次年度募集担当は、以下のように候補者を決定する。
1. 第4条の会員の自己申告に基づき、メンバー候補者を選出する。
  2. 立候補があった場合は面談し、意思及び就任後の方針を確認する。
  3. 会長の立候補があった場合のみ、学校長、会長と面談後、代表グループメンバーによる無記名投票において全員の了承が得られなければ候補者として選出できない。
  4. 1つの役職に対して重複して候補者がある場合は、代表グループメンバーによる無記名投票を行い、過半数を得票した者を候補者として選出する。
  5. 4での投票の結果が過半数を超えない場合は、推薦人の数が多い者に決定する。
- 第6条 代表グループメンバー選出に際し、必要に応じて教頭が公正な立場から監督する。
- 第7条 この規定に定めない事項については、細則に定める。
- 第8条 この規定の改定は、総会において承認されなければならない。

## 細則

### 第1章 目的

- 第1条 この細則は、規約第14章第37条規定に基づき定めるものとする。

### 第2章 役員(代表グループメンバー)

#### 第2条 役員の選出と公示

- 一色小学校PTA 代表グループメンバー選出規定に基づき選出を行う。
- 代表グループメンバー候補者は、原則として2月までに全会員に公示する。

### 第3章 会計

#### 第3条 PTA会費途中転出入規定

- 会員の転入時期が7月31日までは2,100円、8月1日以降11月30日までは1,400円、12月1日以降は700円を徴収する。
- 会員が転出した場合、7月31日までは1,400円、8月1日以降11月30日までは700円を返金し、12月1日以降は返金しないものとする。

### 第4章 学年係

#### 第4条 学年係の主な役割

- 担任との連携を図りながら会員相互の親睦をはかる。
- 代表グループからの必要な事項を学級に伝達し、また学級の意見をとりまとめ代表グループに報告するなど相互理解をはかる。

### 第5章 子ども安全対策係

#### 第5条 子ども安全対策係の主な役割

- 子どもの安全確保に関する活動

### 第6章 卒業記念係

#### 第6条 卒業記念係の主な役割

- 卒業記念品の選定、購入
- 卒業式準備品などの選定、購入

### 第7章 広報係

第7条 広報係の主な役割

- PTA広報誌「ほのぼのポスト」の取材、編集、発行作業。

第8章 オリジナルグッズ係

第8条 オリジナルグッズ係の主な役割

- オリジナルグッズを製作販売し、児童に必要な教材教具の購入のための資金を集める
- 学校と相談し、教材教具を購入する

第9章 イベント係

第9条 イベント係の主な役割

- 葉山町PTA連絡協議会など関連する団体が企画・運営するイベントへの協力
- 地域のイベントの紹介
- イベントの企画・運営

第10章 附則

第10条 規約第14章第39条に基づき細則を改正した場合は、総会において会員に報告する。

第11条 本細則は1987年(昭和62年)11月30日に制定し、実施します。

第3章	1995年(平成7年)5月19日	改正
第4章	1999年(平成11年)2月8日	改正
第2章	2001年(平成13年)3月19日	一部改正
第3章	2001年(平成13年)3月19日	一部改正
第2章	2002年(平成14年)3月12日	一部改正
第4章	2007年(平成19年)5月18日	一部改正
第5章	2013年(平成25年)5月10日	改正
第2・3・5章	2014年(平成26年)5月12日	一部改正
第2・6・7・8章	2014年(平成26年)5月12日	改正
第4章	2016年(平成28年)5月9日	一部改正
第6章	2017年(平成29年)5月16日	一部改正
第5章	2021年(令和3年)5月7日	一部改正
細則	2022年(令和4年)5月31日	改訂

# 一色小学校PTA 個人情報取扱規則

2019年4月1日制定

## (目的)

第1条 一色小学校PTA(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に個人情報の取扱いについて定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 「個人情報」とは、生存する特定の個人を識別できる次のものを指す。
  - (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式をいう)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて評された一切の事項(個人識別符号を除く)をいう。以下同じ)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)
  - (2) 個人識別符号が含まれるもの
2. 「個人識別符号」とは、個人番号、旅券番号、基礎年金番号、運転免許証番号、住民票コード、健康保険被保険者記号番号その他法令で定める符号をいう。
3. 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法令で定める個人情報

## (責務)

第3条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## (管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は、会長とする。

## (取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は、代表グループとする。

## (秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (収集方法)

第7条 本会が行う会員の個人情報の収集は、本会の事業の運営に必要な範囲に限定し、本人又は本人が同意する第三者から公正な手段によって収集されなければならない。また、本会が個人情報を収集する際は、当該情報の利用目的及び当該情報が第12条の各号に該当する者に開示されることがあることについて文章で明示し、同意を得た上で行うことを原則とする。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

## (利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的のために利用するものとする。

1. 会費集金、管理、その他の文書の送付
2. 会員名簿、代表グループメンバー及び係メンバー名簿の作成
3. 災害等の緊急時における支援活動
4. その他個人情報取得時に本人に明示した目的

## (利用目的による制限)

第9条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

## (管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに次の方法で廃棄するものとする。
  1. 電磁的記録はバックアップも含め、完全削除をする
  2. 紙媒体は、シュレッダー等で判読できない状態にして破棄する

## (保管及び持ち出し等)

第11条 収集した個人情報は、次のとおり、安全に管理及び運用を行わなくてはならない。

1. 電子データはパスワードをかけ、ウィルス対策ソフトを導入したパソコンで取り扱う
2. 紙媒体は施錠のできるロッカー等に保管する

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
5. 当会が業務の全部又は一部を外部に委託しており、委託業務の遂行のために必要不可欠な場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第15条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報を漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行う。

(教育)

第17条 本会では、管理者及び取扱者に対し、年度の始めに個人情報取扱規則を理解するための教育を行うものとする。

- 2 管理者又は取扱者の変更、増員があった場合は、適時教育を行わなければならない

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第19条 本会における、開示請求及び苦情相談窓口は、管理者とする。

附則

本規則は、2019年5月7日より施行する。



# 一色小学校PTA慶弔規定

2023年11月9日制定

## 第1章 総則

第1条 この会の弔慰、送別等に関しては、原則としてこの規定によるものとする。

第2条 この内規の改廃は代表グループ協議において決定する。

第3条 この内規に定められた以外の場合、又はこの内規の適用が適切でないと認められる特別な事態が起きた場合は、役員で協議して、適切な処置をとることとする。

## 第2章 弔慰

第4条 会員、児童死亡の場合

1. 会長は、この会を代表して弔問、会葬する。
2. 香典 1万円
3. 対称は会員本人と配偶者、在籍児童のみとし、会員の父母及び在籍外の子など同親族は含まない。

第5条 学校職員死亡の場合

1. 会長は、この会を代表して弔問、会葬する。
2. 香典 1万円

第6条 学校、又はこの会に特に功労のあった者の死亡の場合

1. 役員会で協議して適当な方法で弔意を表す。

## 第3章 見舞

第7条 傷病、災害の場合

1. 会員、児童の傷病については程度に応じて、役員で協議し見舞う
2. 会員の災害については、役員で協議し見舞う。

## 第4章 送別

第8条 学校職員退任の場合

1. 学校職員退任の際には上限3千円までの品を贈る。

第9条 役員退任の場合

1. 会長職退任の際には上限3千円までの品を贈る。